

(仮称)利根町自治基本条例 協働について(素案)

(定義)

協働 町民及び町が、目的を共有し、それぞれの役割及び責任に基づき、互いに尊重し、対等な立場で協力することをいいます。

(協働の推進)

第〇条 町民及び町は、地域課題の解決のため、協働してまちづくりに取り組みます。

- 2 町民及び町は、年齢、性別に関わらずすべての町民がまちづくりの主体であることを認識し、協働の推進に努めます。

(目的の共有)

第〇条 町民及び町は、協働にあたっては、企画立案の段階から十分な協議を行い、適正な合意形成、目的の共有を図ります。

(協働のための学習支援)

第〇条 町は、町民が協働に関して理解を深められるよう学習の機会を設けます。

- 2 町民は、地域課題や協働に関する理解を深めるよう努めます。

(地域との協働)

第〇条 自治会等は、自主的かつ自立的な活動を行うとともに、町と協働し、地域課題の解決に努めます。

- 2 町は、自治会等の自主性及び自立性を尊重し、その活動に対し適切な支援を行います。
- 3 町民は、自治会等の役割を認識し、尊重するとともに、その活動に対して、積極的に協力するよう努めます。

(市民団体等との協働)

第〇条 町は、公共的な課題の解決を目的とする市民団体等の活動について、その自主性及び自立性を尊重し、適切な支援を行います。